

新型コロナウイルス感染症に係る補助など (3月24日時点の情報です。詳しくは各問い合わせ先へ)

■国民健康保険被保険者資格証明書をお持ちの人の医療費負担

新型コロナウイルス感染症に関しては「帰国者・接触者外来」を設置している保険医療機関と、同感染症に関して処方された保険薬局での支払いのみ、「国民健康保険被保険者資格証明書」の提示で、支払い時の自己負担割合が原則3割負担になります。
【問い合わせ】本館国保医療課(☎24-2111内線532)

■3月分の学校給食費を還付

臨時休業措置に伴い、期間中に提供できなかった分の給食費は、保護者へ還付します。額や時期などは、各学校から保護者へ連絡します。
※学校給食食材のキャンセルに関する経費は市が負担します
【問い合わせ】教育委員会学校給食管理室(☎45-1311内線302)

■委託を受けて個人で仕事する人向け支援(個人事業主・フリーランス)

【対象】①または②に該当する子どもの世話をを行うことが必要になった保護者
①臨時休業した小学校などに通う子ども②新型コロナウイルスに感染または感染した恐れのある、小学校などに通う子ども
※一定の要件があります
【支援額】1日当たり4,100円(定額)
【問い合わせ】学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-603999)

■生計維持や生活立て直しのための特例貸付

①緊急小口資金
【対象】休業などで収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

【貸付限度額】10万円(無利子)
※特例(学校等の休業や個人事業主などに該当する場合は20万円)
②総合支援資金(生活支援費)
【対象】収入の減少や失業などで、生活に困窮し、生活の立て直しのため貸し付けを必要とする世帯
※自立相談支援事業などによる継続的な支援を受けることが要件
【貸付限度額】▶2人以上の世帯…月20万円▶単身世帯…月15万円
①②共通
【問い合わせ】花巻市社会福祉協議会分室(☎22-6708)

■市・県民税申告相談期間延長

【延長期間】4月16日(木)まで
【会場】まなび学園3階、各総合支所税務会計係
【問い合わせ】本館市民税課(☎24-2111内線234)、各総合支所税務会計課(大迫 ☎48-2111内線133、石鳥谷 ☎45-2111内線215、東和 ☎42-2111内線253)

■市税などの納税猶予

申請に基づき1年以内の期間に限り、納税期間を延長できます。※やむを得ない理由があると認められるときは2年以内
【対象】▶本人または生計を同じくする親族が新型コロナウイルス感染症にかかったとき▶新型コロナウイルス感染症により事業を休業止または著しい損失を受けたとき
※延長期間中の延滞金は、その額の2分の1または全額が免除されます
【問い合わせ】本館収納課(☎24-2111内線244)

■水道料金・下水道使用料などの支払い期限延長

【対象】▶生活福祉資金貸付制度などの対象者▶収入が減少し水道

料金などの支払いが困難な人
【対象料金】1月請求分以降
【問い合わせ】花巻水道お客様センター(☎24-2175)

■農林漁業者への支援

資金繰りが困難になった農林漁業者を対象に、金利引き下げや無利子・無担保での資金繰りを日本政策金融公庫が支援します。
【問い合わせ】日本政策金融公庫盛岡支店(☎019-653-5121)

■事業主への助成

①雇用調整助成金の特例
【対象】休業などの初日が1月24日～7月23日で、売上高などが10%以上減少した事業主
【助成内容】▶助成率…雇用維持に要した経費のうち、大企業2分の1、中小企業3分の2▶上限…対象労働者1人1日当たり8,330円
【問い合わせ】県労働局職業対策課分室助成金相談コーナー(☎019-606-3285)

②小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

【対象】年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主
【対象期間】2月27日～3月31日
【助成内容】▶助成率…10分の10▶上限…1人1日当たり8,330円
【問い合わせ】学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-603-999)

■実質無利子・無担保融資「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

【対象】売上高が20%減少した中小企業者または、売上高が15%減少した小規模事業者
【問い合わせ】日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル(☎0120-154-505)

新型コロナウイルス感染症対策の重要事項

*掲載している情報は今後変わる場合があります。随時市ホームページなどをご確認ください

感染症対策の基本は「手洗い」「咳エチケット」

ドアノブや電車のつり革などさまざまなものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめに手を洗いましょう。

■正しい手の洗い方



くしゃみや咳が出るときは飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心掛けましょう。

- ▶マスクを着用します
- ▶ティッシュなどで鼻と口を覆います
- ▶とっさのときは袖や上着の内側で覆います
- ▶周囲の人からなるべく離れます

■三つの咳エチケット



上記の情報は厚生労働省の「手洗い」「咳エチケット」のチラシを基に作成しています

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

①相談・受診の前に心掛けていただきたいこと
◦発熱などの風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
◦発熱などの風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
※感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することはかえって感染するリスクを高めることにつながります

②帰国者・接触者相談センターに相談する目安

◦次の項目の一つでも該当する人は、帰国者・接触者相談センター(左記)に相談してください。
▶風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く人(解熱剤を飲み続けなければならない人も同様です)▶強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある人
◦なお、次に該当する人は重症化しやすいため、上項の状態が2日程度続く場合には同センターにご相談ください。
▶高齢者▶糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある人や透析を受けている人▶免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人

(妊婦の人へ)

妊婦の人については、念のため、重症化しやすい人と同様に、早めに同センターにご相談ください。

(お子さんをお持ちの人へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については目安おりの対応をお願いします。
※現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザなどの心配があるときには通常と同様にかかりつけ医などに相談してください

③相談後、医療機関にかかるときのお願い

◦同センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
◦受診する際はマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

■ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと (八つのポイント)

家族が自宅療養する場合は、次の八つのポイントを守りましょう。
▶部屋を分ける▶感染者の世話はできるだけ限られた人で▶マスクをする▶こまめに手を洗う▶換気を行う▶手で触れる共有部分を消毒する▶汚れたリネン、衣服は洗濯する▶ごみは密閉して捨てる

上記の情報は厚生労働省の通知を基に作成しています

新型コロナウイルス感染症が心配なときは「帰国者・接触者相談センター」

午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く

岩手県中部保健所(☎22-4952)

24時間対応

岩手県医療政策室

(☎019-651-3175 ☎019-626-0837)